

○勝山市自主防災組織「連携事業」補助金交付要綱

(平成 31 年 3 月 29 日告示第 153 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、広域的な自主防災組織の組織強化をするために交付する補助金について、勝山市補助金等交付規則(昭和 47 年勝山市規則第 12 号)に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 市民が自主的に地域の特性に応じた防災活動を行うために、自治会その他これに準ずる団体を単位として組織するものをいう。
- (2) 区 勝山市行政協力員設置要綱(平成 13 年勝山市告示第 83 号)に定める行政区をいう。
- (3) 町内会 区を組織する自治会をいう。
- (4) 防災資機材 自主防災組織が防災活動を行うときに使用する別表第 1 に定める資機材等をいう。

(補助対象)

第 3 条 次のいずれかに該当する 2 組織以上の自主防災組織が、連携して別表第 2 に定める活動を実施した際に使用する防災資機材及び除雪機を購入する際に係る費用を補助対象とする。

- (1) 区を母体とした組織
 - (2) 複数の区の連合体を母体とした組織
 - (3) 概ね 200 世帯以上の区において、概ね 70 世帯以上の町内会を母体とした組織
 - (4) 世帯の合計が概ね 70 世帯以上となる複数の町内会の連合体を母体とした組織
- 2 前項各号に規定する組織を設立していない区又は町内会においては、勝山市自主防災組織「設立事業」補助金交付要綱(平成 23 年勝山市告示第 94 号)に定める勝山市自主防災組織「設立事業」補助金の交付決定をしている場合、補助対象とする。
- 3 第 1 項各号に規定する組織において、構成員が重複する場合は、後から設立した組織は補助対象としない。
- 4 この「連携事業」補助金の交付については、防災資機材と除雪機の各購入に関して、この要綱の実施期間内において、同一申請者あたり 1 回限りの申請とする。なお、各購入において、一度、連携した自主防災組織を含む購入に対して補助を行うことはできない。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の表に基づき積算する。ただし、予算の範囲内とする。

積算種別	補助率	限度額(円)
防災資機材	全額	連携した自主防災組織当たり 10 万円
除雪機	全額	連携した自主防災組織全体で 1 台 150 万円

(交付申請)

第5条 補助金の申請は、勝山市自主防災組織「連携事業」補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 事業実施（変更）計画書
 - (2) 防災資機材又は除雪機のカatalog
 - (3) 防災資機材又は除雪機の見積書
- （交付決定）

第6条 市長は前条の規定により補助金交付申請があったときは、審査の上、適当と認めるものについて、第4条の規定に基づき、補助金の額を決定し、交付決定通知を申請者に通知する。

（申請内容の変更）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、申請内容に変更があったときは、勝山市自主防災組織「連携事業」補助金変更交付申請書（様式第2号）に変更内容が確認できる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ補助金の額又は補助金の交付期間の変更を決定し、補助金の交付を受けた者に、通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定を受けた申請者は、防災資機材及び除雪機の購入後、速やかに勝山市自主防災組織「連携事業」補助金完了実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。また、勝山市の防災研修会等の場において、取組事例として活動を報告するものとする。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 実施事業に係る領収書の写し
- (3) 実施事業の写真
- (4) 参加者名簿

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の実績報告書等を審査し、事業が完了したことを確認したとき補助金を交付する。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、勝山市自主防災組織「連携事業」補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金を交付した後、この要綱の規定に違反していることが判明したとき、又は第3条第2項の規定により申請した区又は町内会が当該補助を申請した年度中に自主防災組織を設立しなかったときは、補助金の返還を請求することができる。

（取得備品等の管理）

第11条 自主防災組織及び区並びに町内会は、防災資機材及び除雪機（以下この条においてこれらを「備品」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従って適正に使用しなければならない。

- 2 自主防災組織は、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して備品を使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過した場合又は補助金の全部若しくは一部を返納した場合は、この限りでない。
- 3 自主防災組織は、前項の期間内において、備品を処分しなければならない事由が生じたときは、あらかじめ備品処分承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自主防災組織の責に帰さない事情等によるやむを得ない場合については、この限りでない。
- 4 市長は、前項の規定に基づき備品の処分の承認をした場合において、当該承認を受けた申請者が、当該承認に係る処分により収入があったと認めるときは、当該申請者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1（第 4 条関係）

防災資機材	
情報収集用	トランジスタメガホン、トランシーバー、ハンドマイク、ラジオ、その他必要な資機材
救出・救護・避難用	バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、つるはし、ハンマー、斧、チェーンソー、工具セット、はしご、懐中電灯、ロープ、ビニールシート、テント、寝袋、簡易トイレ、担架、三角巾、軍手、車椅子、リヤカー、発電機、投光器、コードリール、土のう、その他必要な資機材
給食・給水用具	鍋、かまど、コンロ、備蓄燃料、調理器具、食器、その他必要な資機材
食糧・医薬品	備蓄食糧、備蓄飲料水、備蓄医薬品、その他必要な資機材
被服・標識	ヘルメット、腕章、防災服、長靴、避難誘導旗、防災のぼり旗、その他必要な資機材
収納庫	防災倉庫、簡易収納庫、その他必要な資機材
材料費	看板、避難路案内標識等の材料費
印刷製本費	パンフレット、チラシ、マップ作成等に係る印刷費
報償費	講師等への謝礼

別表第 2（第 4 条関係）

防災訓練	消火訓練、救出救助訓練、救命・救護訓練、避難・誘導訓練、情報収集・伝達訓練、給食・給水訓練、避難所設営・運営訓練、災害図上訓練、その他市長が適当と認めたもの
防災知識の啓発活動	防災に関する資料の作成及び配布、防災に関する映像等の上映会、防災講演会の実施、その他市長が適当と認めたもの

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 35 年 3 月 31 日限りその効力を失う。